

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 子ども家庭部幼児保育課
問合せ先 03 - 5803 - 1855

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	文京区教育・保育施設等光熱費高騰対応事業費補助金									
根 拠 規 定 等	文京区教育・保育施設等光熱費高騰対応事業費補助金交付要綱									
創 設 年 月	令和	4	年	8	月	経過年数 〔自動計算〕	2年	終 了 予 定 年 月		
見 直 し 年 月			年		月	経過年数 〔自動計算〕				
見 直 し の 内 容										
予 算 科 目	款		項		目		大事業		中事業	
	5民生費		4児童福祉費		1保育園費		27保育施設等光熱費高騰対応事業		1保育施設等光熱費高騰対応事業	
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☒ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	コロナ禍において光熱費の高騰の影響を受けた教育・保育施設等に対し、光熱費の一部を補助することにより、事業者の負担軽減を図ることを目的とする。					
補 助 事 業 等 の 内 容	教育・保育施設等に対し、光熱費の一部を補助する。					
補 助 対 象 経 費 の 内 容	教育・保育施設等の開所に要する光熱費とする。					
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO（特定非営利活動団体） ☒ 事業者 ☐ その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、私立幼稚園（施設型給付費対象外）、文京区立根津保育園、文京区立お茶の水女子大学こども園、文京区春日臨時保育所、根津家庭的保育室、私立の認可外保育施設					
補 助 金 の 算 出	☐ 定率〔補助率〕 ☐ 定額〔補助額〕					
	☐ 補助単価〔補助単価 単位〕 ☒ その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 認可保育所:550円 × 認可定員 × 事業実施月数 私立幼稚園:550円 × 認可定員 × 事業実施月数 認可外保育施設:550円 × 月初日在籍児童数 × 事業実施月数					
	〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公 募 の 状 況	対象事業者へ直接周知連絡					
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 （〔補助金額算出根拠となる在籍児童数を区のシステムや施設提出の名簿等で確認〕）					
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☒ 区単独		負担割合	区	国	都
	☐ 補助(区上乗せ無し)		上乗せの内容・理由			
	☐ 補助(区上乗せ有)					

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	-	116	133	139
決算(予算)額	-	55,982	88,528	52,029
国庫支出金	-	28,176	45,696	0
都支出金	-	27,806	42,832	52,029
その他	-	0	0	0
一般財源	-	0	0	0
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	物価高騰に伴う補助を実施することで、事業者の財政負担を軽減し、もって区民の望む質の高い保育ができる。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	基本構想における子育て支援の充実に資するものであり、区の政策に合致している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	事業者の財政負担を減らし、安定した保育サービスの提供のために、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	実施しない場合、事業者の負担が増加し、質の高い保育の安定的な提供に支障が生じる恐れがある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	区内の私立幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、公設民営保育施設及び一部認可外保育施設を対象としており、公平に確保されて
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	要件適合性を判定の上、交付先を決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	財政負担の軽減を目的とするため、補助金の給付が効率的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	物価高騰に伴う補助を実施することで、事業者の財政負担の軽減が図られる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	財政支援により、保育の質の安定に繋げることができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	保育の質の安定に伴い、区民に対して継続して質の高い保育を提供することができる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	文京区補助金等交付規則に基づき、要綱を制定することで適正に執行している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	補助事業者は区内認可保育所等であり、その活動内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	光熱費費物価高騰の影響を受けた事業者のみ補助金を交付している。

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	コロナ禍において光熱費の高騰の影響を受けた教育・保育施設等に対し、光熱費の一部を補助することにより、事業者の負担軽減を図れている。
課題	今後の物価水準を注視しながら、補助制度の継続を検討していく必要がある。
今後の方向性	物価水準を注視しながら、適切に補助単価等を設定し、事務手続きを進める。